

令和8年度 毎月検査実施項目一覧表

(○自己検査項目、●委託検査項目)

水質基準項目（法定検査）			法定基本頻度	頻度の減(注)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1	一般細菌	1回/月以上	否	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
2	大腸菌	1回/月以上	否	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
3	カドミウム及びその化合物	1回/3月以上	可						●								1
4	水銀及びその化合物	1回/3月以上	可						●								1
5	セレン及びその化合物	1回/3月以上	可						●								1
6	鉛及びその化合物	1回/3月以上	可		●				●			●			●		4
7	ヒ素及びその化合物	1回/3月以上	可						●								1
8	六価クロム化合物	1回/3月以上	可		●				●			●			●		4
9	亜硝酸態窒素	1回/3月以上	可		●				●			●			●		4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/3月以上	否		●				●			●			●		4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/3月以上	可		●				●			●			●		4
12	フッ素及びその化合物	1回/3月以上	可						●								1
13	ホウ素及びその化合物	1回/3月以上	可		●				●			●			●		4
14	四塩化炭素	1回/3月以上	可						●								1
15	1,4-ジオキサン	1回/3月以上	可						●								1
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/3月以上	可						●								1
17	ジクロロメタン	1回/3月以上	可						●								1
18	テトラクロロエチレン	1回/3月以上	可						●								1
19	トリクロロエチレン	1回/3月以上	可						●								1
20	PFOS及びPFOA	1回/3月以上	可		●				●			●			●		4
21	ベンゼン	1回/3月以上	可						●								1
22	塩素酸	1回/3月以上	否		●				●			●			●		4
23	クロロ酢酸	1回/3月以上	否		●				●			●			●		4
24	クロロホルム	1回/3月以上	否		●				●			●			●		4
25	ジクロロ酢酸	1回/3月以上	否		●				●			●			●		4
26	ジブロモクロロメタン	1回/3月以上	否		●				●			●			●		4
27	臭素酸	1回/3月以上	否		●				●			●			●		4
28	総トリハロメタン	1回/3月以上	否		●				●			●			●		4
29	トリクロロ酢酸	1回/3月以上	否		●				●			●			●		4
30	ブロモジクロロメタン	1回/3月以上	否		●				●			●			●		4
31	ブロモホルム	1回/3月以上	否		●				●			●			●		4
32	ホルムアルデヒド	1回/3月以上	否		●				●			●			●		4
33	亜鉛及びその化合物	1回/3月以上	可		●				●			●			●		4
34	アルミニウム及びその化合物	1回/3月以上	可		●				●			●			●		4
35	鉄及びその化合物	1回/3月以上	可		●				●			●			●		4
36	銅及びその化合物	1回/3月以上	可		●				●			●			●		4
37	ナトリウム及びその化合物	1回/3月以上	可		●				●			●			●		4
38	マンガン及びその化合物	1回/3月以上	可		●				●			●			●		4
39	塩化物イオン	1回/月以上	否	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/3月以上	可		●				●			●			●		4
41	蒸発残留物	1回/3月以上	可		●				●			●			●		4
42	陰イオン界面活性剤	1回/3月以上	可						●								1
43	ジェオスミン	原因藻類発生時期に月1回以	可		●				●			●			●		4
44	2-メチルイソボルネオール	原因藻類発生時期に月1回以	可		●				●			●			●		4
45	非イオン界面活性剤	1回/3月以上	可		●				●			●			●		4
46	フェノール類	1回/3月以上	可						●								1
47	有機物(全有機炭素の量)	1回/月以上	否	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
48	pH値	1回/月以上	否	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
49	味	1回/月以上	否	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
50	臭気	1回/月以上	否	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
51	色度	1回/月以上	否	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
52	濁度	1回/月以上	否	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
基準項目数合計			—	—	9	38	9	9	52	9	9	38	9	9	38	9	—
水質管理目標設定項目(行政通知)			基本頻度	頻度の減	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1	アンチモン及びその化合物	—	—						●								1
2	ウラン及びその化合物	—	—						●								1
3	ニッケル及びその化合物	—	—						●								1
4	1, 2-ジクロロエタン	—	—						●								1
5	トルエン	—	—						●								1
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	—	—						●								1
7	ジクロロアセトニトリル	—	—						●								1
8	抱水クロラール	—	—		●				●			●			●		4
9	残留塩素	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
10	カルシウム、マグネシウム等(硬度)※	—	—		※				※			※			※		4
11	マンガン及びその化合物※	—	—		※				※			※			※		4
12	遊離炭酸	—	—		●				●			●			●		4
13	1,1,1-トリクロロエタン	—	—						●								1
14	メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル	—	—						●								1
15	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	—	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
16	臭気強度(TON)	—	—		●				●			●			●		4
17	蒸発残留物※	—	—		※				※			※			※		4
18	濁度※	—	—	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	12
19	pH値※	—	—	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	12
20	ランゲリア指数	—	—		●				●			●			●		4
21	従属栄養細菌	—	—		●				●			●			●		4
22	1,1-ジクロロエチレン	—	—						●								1
23	アルミニウム及びその化合物※	—	—		※				※			※			※		4
要検討項目(行政通知)			基本頻度	頻度の減	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1	要検討PFAS	—	—		●				●			●			●		4
自主設定項目			基本頻度	頻度の減	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1	気温	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
2	水温	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
3	電気伝導率	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
4	アルカリ度	—	—		●				●			●			●		4
5	カルシウム	—	—		●				●			●			●		4
6	マグネシウム	—	—		●				●			●			●		4
検査項目総数			—	—	14	52	14	14	76	14	14	52	14	14	52	14	—

注:「頻度の減」が可能な項目は、過去の検査結果により「1回/3月以上」、「1回/年以上」、「1回/3年以上」とすることができる。 ※水質管理目標設定項目の一部は水質基準項目と重複する。